

## 指定（介護予防）通所介護事業所における機能訓練指導員の配置について

平成 24 年 8 月 31 日  
富山市福祉保健部介護保険課

指定（介護予防）通所介護事業所における人員の配置基準においては、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者である「機能訓練指導員」を 1 名配置するよう定められています。

市では、指定通所介護は「通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う（運営基準第 98 条）」介護サービスであるとの認識から、従前から機能訓練指導員を配置するよう指導してきたところですが、この度、国から改めて全ての通所介護事業所において、有資格者の機能訓練指導員の配置が必要である旨の解釈が示されたことから、事業所においては、この取り扱いの徹底について、ご留意願います。

なお、既に指定（介護予防）通所介護事業所の指定を受けており、現在、機能訓練指導員が配置されていない事業所については、平成 24 年 12 月 31 日までの間を経過措置期間とするので、機能訓練指導員の資格のある従業員の配置をするよう願います。

詳細は別紙 Q & A をご参照ください。

### 記

#### 1. 訓練を行う能力を有する者（機能訓練指導員として認められる資格）

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師

#### 2. 対象事業所

富山市で指定を受けるすべての（介護予防）通所介護事業所  
（個別機能訓練体制加算の有無にかかわらず、機能訓練指導員を 1 名以上配置する必要があります。）

#### 3. 経過措置期間

平成 24 年 12 月 31 日まで

※なお、平成 24 年 9 月 1 日以降に新規指定を受ける場合は、従前からの取り扱いのとおり、機能訓練指導員を 1 名以上配置する必要があります。

Q&A

(問1) 機能訓練指導員について、『機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する者とする。【指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企25号）第3-6-1（3）】』とあるが、上記の資格を有していない生活相談員や介護職員が機能訓練指導員を兼務することはできないのか？

(答) 「日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う」のは、当該訓練を行う能力を有する有資格者（機能訓練指導員）でなければならない。

(問2) 機能訓練指導員の配置1以上の考え方とは？

(答) 「機能訓練指導員1以上」とは、指定（介護予防）通所介護事業所における人員配置基準において、最低限度の基準として定められている。実際の配置は、それぞれの事業所において提供する機能訓練の内容・程度により必要人数が定められることとなる。

「機能訓練」については、指定通所介護においては「通所介護の提供に当たっては、通所介護計画に基づき利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う（運営基準第97条）」と定められており、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を提供しなければならないとされている。したがって、それぞれの利用者の通所介護計画に定められた機能訓練を適切に実施できるよう、必要人員の配置を行わねばならないことに留意すること。

なお、要件を満たして機能訓練指導員の配置を行い、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき計画的に機能訓練を行う場合、個別機能訓練加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）の算定が可能（加算届出が必要）です。

(問3) 機能訓練指導員の配置について、出向・派遣等により勤務する職員を配置することは可能か。

(答) 指定（介護予防）通所介護サービスは、運営基準上当該事業所の従業者により提供しなければならないとされている。常勤・非常勤等雇用の形態は問わないが、出向・派遣等による従業であっても、当該事業所の管理者の指揮・監督に従い業務に従事するものでなければならないこととなる。

なお、新規申請・届出の際には、直接雇用ではない従業者の場合は、資格証の写しに合わせて、①出向先の指揮監督に従い指示命令に従うこと、②就業場所、③業務の内容、④出向する期間、⑤双方の記名押印を確認できる書類、出向契約書・派遣契約書の写し等の添付が必要です。またこの場合、出向・派遣される従業者が特定できるものでないと、人員配置基準としては認められないものであること。

(問4) 機能訓練指導員の配置について、委託により機能訓練指導員を配置することは可能か。

(答) 指定（介護予防）通所介護は、運営基準上当該事業所の従業者により提供しなければならないとされているため、業務委託は認められない。